

# 千葉県報

号外  
令和8年3月31日

## 主 要 目 次

### 公安委員会規則

- 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

## 公安委員会規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

### 千葉県公安委員会規則第2号

#### 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「首席監察官」を「首席監察官  
サイバー戦略官」に、「水上警察隊長  
を「水上  
警察隊長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

### 千葉県公安委員会規則第3号

#### 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号及び第3号中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第16条の3中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下

げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行（捜査第三課の所掌するものを除く。）に関すること。  
第20条及び第21条（見出しを含む。）中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第25条第1項中「5課1所1隊」を「6課1所」に、「捜査第三課」を

「捜査第三課  
に、「科学捜査研究所  
捜査支援分析課」  
を「科学捜査研究所」に改める。

第26条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰

り上げる。

第30条及び第31条を次のように改める。

（捜査支援分析課）

第30条 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

（1）刑事資料の調査及び収集に関すること。

（2）機動捜査による犯罪の捜査、被疑者の検挙等に関すること。

第31条 削除

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第58条第1項中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第59条の見出し及び同条第1項中「犯罪捜査支援室及び」を削り、同条第2項を削

り、同条第3項中「第26条第9号」を「第26条第8号」に改め、同項を同条第2項と

する。

第64条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー戦略官）

第64条の3 生活安全部に、サイバー戦略官を置く。

2 サイバー戦略官は、上司の命を受け、サイバー戦略に関する事務を総括掌理し、職員

を指揮監督する。

第79条の2を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第16条の3の改正規定は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行の日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表千葉県警察署の項中「古泉町」を削り、「和泉町」の次に「古泉町」を加え、同表我孫子警察署の項中「北新田」の次に「高野山、高野山新田」を、「天王台五丁目」の次に「天王台六丁目、東我孫子一丁目、東我孫子二丁目」を加え、同項（直轄）の目東我孫子駐在所の節を削り、同表佐倉警察署の項中「及び八街は並びに八街ろの一部」を「八街は及び八街ろ」に改め、同項八街幹部交番の目西林駐在所の節を削り、同表成田警察署の項（直轄）の目大和田駐在所の節を削り、同目中「中里」の次に「名木」を加え、「猿山、新川」を「大和田、小野、小浮、猿山、新川、高、高岡」に、「及び四谷」を「野馬込、平川及び四谷」に改め、同表香取警察署の項（直轄）の目佐原駅前交番の節中「香取市佐原」を「香取市佐原イ」に改め、「北三丁目」の次に「佐原イ、佐原ホ、佐原ロ、篠原イ」を加え、「佐原の一部及び篠原」を「津宮」に改め、同目大倉駐在所の節を削り、同目香取駐在所の節中「香取、」を「大倉丁子、香取、」に、「及び吉原」を「丁子及び吉原並びに大倉の一部」に改め、同目北佐原駐在所の節中「香取市佐原」を「香取市佐原ニ」に、「長島、中洲」を「佐原ニ、佐原ハ、篠原ロ、中洲、長島」に改め、「佐原の一部、篠原の一部」を削り、同目津宮駐在所の節を削り、同項小見川幹部交番の目中「入会地、小見川」を「阿玉川、阿玉台、和泉、入会地、岡飯田、小見川、貝塚、川頭、北原地新田、久保、五郷内、下飯田」に改め、「羽根川」の次に「布野」を加え、「笹川い及び笹川ろ」を「栗野、石出、今郡、青馬、小座、小南、笹川い、笹川ろ、夏目、新宿、羽計、東今泉、宮野台、宮本、八重徳及び谷津」に改め、同目橘駐在所の節、東城駐在所の節及び森山駐在所の節を削り、同項多古幹部交番の目中「大門、大高」を「出沼、井戸山、大門、大高、御所台」に、「出沼」を「寺作」に改め、同目次浦駐在所の節を削り、同目中「坂」を「坂、谷三倉、次浦、西古内、西古内大門入会」に、「及び南玉造」を「南玉造、本三倉及び本三倉谷三倉入会」に改め、同表銚子警察署の項中「犬吠埼、長崎町及び外川一丁目」を「犬吠埼、犬若、潮見町、外川台町、外川町一丁目、外川町二丁目、外川町三丁目、外川町四丁目、外川町五丁目及び長崎町」に改め、同項（直轄）の目椎柴駐在所の節及び外川駐在所の節を削り、同目中「桜井町、笹本町」を「小長町、桜井町、笹本町、忍町」に改め、「豊里台三丁目」の次に「長山町」を、「岡野台町四丁目」の次に「小船木町一丁目、小船木町二丁目」を加え、「茶畑町」を削り、「高田町七丁目」の次に「茶畑町、塚本町」を、「中島町二丁目」の次に「野尻町」を加え、同表旭警察署の項（直轄）の目滝郷駐在所の節並びに匝瑳警察署の項（直轄）の目飯高駐在所の節、今泉駐在所の節及び共興駐在所の節を削り、同目中「栢田、川辺」を「今泉、栢田、川辺、新堀」に、「高野、高、みどり平及び横須賀」を「高及びみどり平」に改め、「飯倉、飯倉台、」及び「時曾根」を削り、「久方」の次に「並びに飯倉の一部」を加え、「飯塚」を「安久山、飯多香、飯高、飯塚」に、「及び米持」を「大堀、大保里、小高、片子、加多古、金原、公崎、城下及び米持並びに山桑の一部」に改め、同目野手駐在所の節を次のように改める。

|       |       |                     |
|-------|-------|---------------------|
| 野手駐在所 | 匝瑳市野手 | 匝瑳市のうち長谷、西小笹、野手及び登戸 |
|-------|-------|---------------------|

別表匝瑳警察署の項（直轄）の目中「上谷中及び東谷並びに平木の一部」を「神宮寺、東小笹、平木及び吉崎」に、「生尾、中台、松山」を「大浦、長岡、長丘、堀ノ内」に改め、「宮本」を削り、「及び吉田」の次に「並びに山桑の一部」を加え、同表茂原警察署の項中「木崎」の次に「下永吉」を、「東部台四丁目」の次に「中、中の島町」を加え、「高師の一部、」を「上永吉の一部、高師の一部、」に改め、「石神」の次に「袋、三ヶ谷、立木、台田」を、「緑町」の次に「野牛」を、「六田台並びに」の次に「上永吉の一部及び」を加え、「笠森」を「岩撫、笠森」に、「長南及び深沢」を「竹林、長南、深沢、報恩寺、水沼及び若荷沢」に改め、同項（直轄）の目鶴枝駐在所の節及び西駐在所の節を削り、同目中「小生田」を「市野々、小沢、小生田」に改め、「給田」の次に「佐坪」を加え、「及び中原」を「中原、美原台及び山内」に改め、同表いすみ警察署の項（直轄）の目大原駅前交番の節の次に次のように加える。

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 御宿駅前交番 | 夷隅郡御宿町 | 夷隅郡御宿町 |
|--------|--------|--------|

別表いすみ警察署の項（直轄）の目中「佐室、沢部、下原」を「上布施、佐室、沢部、下原、下布施」に改め、同目御宿駅前駐在所の節、御宿海岸駐在所の節及び布施駐在所の節を削り、同表勝浦警察署の項（直轄）の目勝浦駅前交番の節及び植野駐在所の節を次のように改める。

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 興津駅前交番 | 勝浦市興津 | 勝浦市のうち赤羽根、荒川、植野、上野、植野元宮田、鶴原、大沢、大森、大森上植野入会地、興津、興津久保山台、貝掛、上植野、小羽戸、台宿、中里、中島、名木、浜行川、法花、南山田、守谷及び吉尾 |
| 勝浦駅前交番 | 勝浦市墨名 | 勝浦市のうち出水、勝浦、川津、申浜、沢倉、新宮、墨名、浜勝浦、部原及び松部   |

別表勝浦警察署の項（直轄）の目興津駐在所の節及び守谷駐在所の節並びに大多喜幹部交番の目総元駐在所の節を削り、同表富津警察署の項中「青木、」を「相野谷、青木、」に改め、「青木四丁目」の次に「一色」を加え、「上飯野、下飯野」を「上、上飯野、

亀沢、亀沢中央、絹、近藤、下飯野、障子谷、中、西大和田」に、「及び前久保」を「前久保及び八田沼」に、「及び千種新田」を「亀田、小久保、佐貫、千種新田、花香谷、宝竜寺及び八幡」に、「のうち金谷及び萩生の一部」を「金谷」に改め、同項（直轄）の目小久保駐在所の節を削り、同目中「宇藤原」を「岩本、宇藤原」に改め、「大田和」の次に「、小志駒」を加え、「豊岡」を「、田原、豊岡、東大和田」に改め、「、不入斗、荒津、海良」を削り、「花輪並びに萩生の一部」を「萩生」に、「岩坂、岩本」を「不入斗、岩坂」に改め、「、小志駒」及び「、田原」を削り、「東大和田」を「花輪」に、「横山並びに湊の一部」を「横山」に、「亀沢、亀沢中央、亀田、笹毛、佐貫、鶴岡、花香谷、宝竜寺及び八幡並びに湊の一部」を「荒津、海良、笹毛、鶴岡及び湊」に改め、同日吉野駐在所の節を削り、同表館山警察署の項中「岩井袋」を「市井原、岩井袋、江月、大帷子」に、「下佐久間、中佐久間」を「小保田、下佐久間、大六、中佐久間、横根、吉浜」に、「俵儀谷及び二部」を「俵儀谷、小浦、合戸、高崎、高崎竹内、竹内、二部及び宮谷」に改め、同項（直轄）の目高崎駐在所の節及び南無谷駐在所の節を削り、同目中「富浦町手取」の次に「、富浦町豊岡、富浦町南無谷」を加え、同日吉浜駐在所の節を削り、同項千倉幹部交番の目幹部交番所在地の節の次に次のように加える。

|      |               |                                 |
|------|---------------|---------------------------------|
| 白浜交番 | 南房総市<br>白浜町白浜 | 南房総市のうち白浜町乙浜、白浜町白浜、白浜町滝口及び白浜町根本 |
|------|---------------|---------------------------------|

別表館山警察署の項千倉幹部交番の目乙浜駐在所の節、白浜駐在所の節及び滝口駐在所の節並びに鴨川警察署の項（直轄）の目天津駐在所の節を削り、同目中「江見青木」を「天面、江見青木」に改め、「江見外堀」の次に「、江見大夫崎」を加え、「、西江見」を「、江見吉浦、上、代、仲町、西、西江見、西山、畑、東」に、「大山平塚」を「大幡、大山平塚」に、「奈良林及び平塚」を「寺門、北風原、奈良林、平塚、細野、松尾寺、横尾及び吉尾平塚」に、「内浦及び小湊」を「天津、内浦、清澄、小湊、浜荻、浜荻元東飛地及び四方木」に改め、「栗斗、池田、」及び「、押切」を削り、「京田、大里、竹平、田原西」を「竹平、田原西、大里、滑谷」に、「太尾、滑谷」を「二子、太尾」に、「上小原、北小町」を「池田、大川面、押切、上小原、北小町、京田」に、「成川及び南小町」を「仲、成川、南小町、宮山及び吉尾西」に、「和泉」を「栗斗、和泉」に改め、同日太海駐在所の節及び吉尾駐在所の節を削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先